

234 学徒勤労動員令中改正の件公布 [昭和二十年三月]

(注記1) 昭和二十年二月二十二日 内閣書記官長 花押 (注記2) (稲田) (三橋) (渋谷) (岩倉) 内閣書記官 印

(注記3) 内閣総理大臣 花押 法制局長官 印

外務大臣	花押 (重光)	海軍大臣	花押 (米内)	大東亜大臣	花押 (重光)	石渡國務大臣	花押 (石渡)
内務大臣	花押 (大連)	司法大臣	花押 (松阪)	農商大臣	花押 (高田)	町田國務大臣	花押 (町田)
大蔵大臣	花押 (津島)	文部大臣	花押 (尾玉)	軍需大臣	花押 (吉田)	緒方國務大臣	花押 (緒方)
陸軍大臣	花押 (杉山)	厚生大臣	花押 (相川)	運輸通信大臣	花押 (前田)	小林國務大臣	花押 (小池)

(注記4) 別紙内務文部厚生軍需四大臣請議学徒勤労令中改正ノ件ヲ審査スルニ右ハ相当ノ儀ト思考ス依テ請議ノ通閣議決定セラレ可然ト認ム

勅令案

朕学徒勤労令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

(加筆・朱書) 昭和二十年三月五日 (加筆・朱書)

内閣総理大臣
内務大臣
文部大臣

呈案附箋ノ通

(注記5) 発給一 一号

(注記6)

(注記7) 決戦下緊迫セル諸事態ニ対処シ学徒勤労動員ノ適正迅速ナル実施ヲ期センガ為学徒勤労令ヲ改正スルノ要アリ仍テ別紙勅令案ヲ提出ス

右閣議ヲ請フ

昭和二十年二月 日

文部大臣伯爵 兒玉秀雄 印
内務大臣 大達茂雄 印
厚生大臣 相川勝六 印
軍需大臣 吉田 茂 印

(注記8)

内閣総理大臣 小磯國昭殿

勅令第(九十七)号

学徒勤労令中左ノ通改正ス

- 第六条 文部大臣又ハ地方長官学徒勤労ノ為学校報國隊ヲ出動セシメントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ学校長ニ対シ学徒勤労ヲ受クベキ者、作業ノ種類、学徒勤労ヲ為スベキ場所及期間並ニ出動人員数其ノ他必要ナル事項ヲ指定シテ学校報國隊出動ニ関シ必要ナル措置ヲ命ズルモノトス
- 第七条 前条ノ規定ニ依ル命令ハ厚生大臣又ハ地方長官(東京都ニ在リテハ警視總監)ノ割当テタル人員ノ範囲内ニ於テ之ヲ為スモノトス但シ命令ヲ以テ定ムル特別ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ
- 第八条 第六条ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル学校長ハ学校報國隊員ニ対シ学校報國隊出動ニ関スル必要ナル指示ヲ為シ学校

報国隊ニ依ル学徒勤勞ヲ為スベキ旨ヲ命ズベシ

第九条 命令ヲ以テ定ムル特別ノ場合ニ於テハ命令ノ定ムル所

ニ依リ学校報国隊ニ依ル学徒勤勞ヲ受クベキ事業主（国ニ在

リテハ当該官衙ノ長）ニ於テ当該学校長ニ対シ学校報国隊ノ

出動ヲ申請又ハ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ学校長学校報国隊ヲ出動セシムル必要アリ

ト認ムルトキハ直ニ前条ニ規定スル措置ヲ為スモノトス

第十条 前二条ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者ハ同条ノ規定ニ

依ル指示ニ従ヒ学校報国隊ニ依ル学徒勤勞ヲ為スベシ

第十一条 文部大臣又ハ地方長官学校報国隊ニ付機動配置ヲ為

ス為必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ学校長ニ対シ機動

配置ヲ受クベキ者、機動配置ニ依リ従事セシムベキ作業ノ種

類、事業場及期間並ニ機動配置セラルベキ人員数其ノ他必要

ナル事項ヲ指定シテ機動配置ニ関シ必要ナル措置ヲ命ズルモ

ノトス

第十一条ノ二 前条ノ規定ニ依ル命令ハ厚生大臣又ハ地方長官

（東京都ニ在リテハ警視總監）ガ事業主（国ニ在リテハ当該

官衙ノ長）ニ対シ命ジ又ハ請求スベキ機動配置ニ関スル措置

ニ於テ決定シタル事項ノ範囲内ニ於テ之ヲ為スモノトス但シ

命令ヲ以テ定ムル特別ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第十一条ノ三 第八条及第十条ノ規定ハ第十一条ノ場合ニ之ヲ

準用ス

第十一条ノ四 機動配置セラルベキ学校報国隊ニ付其ノ配置転

換ノ為学徒勤勞ヲ変更スルノ要アル場合ニ於テハ命令ノ定ム

ル所ニ依リ学徒勤勞ノ変更アリタルモノトス

第二十三条第二項中「第八条」ヲ「第十一条」ニ改ム

第二十四条ヲ削リ第二十五条ヲ第二十四条トス

附 則

本令ハ昭和二十年三月（抹消）（加筆）（朱書）（金刷墨）五日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮及

台湾ニ在リテハ同年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

理 由

決戦下急迫セル諸事態ニ対処シ学徒勤勞動員ノ迅速適確ナル運

用ヲ図ルノ要アルニ依ル

朕学徒勤勞令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十九年八月二十二日

内閣総理大臣 小磯 國昭

軍 需 大 臣 藤原銀次郎

内 務 大 臣 大達 茂雄

文 部 大 臣 二宮 治重

厚 生 大 臣 廣瀨 久忠

勅令第五百十八号

学徒勤勞令

第一条 国家総動員法第五条ノ規定ニ基ク学徒（国民学校初等

科及之ニ準ズベキモノノ児童並ニ青年学校ノ生徒ヲ除ク）ノ

勤勞協力及之ニ関連スル教職員ノ勤勞協力（以下学徒勤勞ト

総称ス)ニ関スル命令並ニ同法第六条ノ規定ニ基ク学徒勤勞ヲ為ス者ノ使用又ハ従業条件ニ関スル命令ニシテ学徒勤勞ヲ受クル者ニ対スルモノニ付テハ当分ノ内本令ヲ定ムル所ニ依ル

第二条 学徒勤勞ハ教職員及学徒ヲ以テスル隊組織(以下学校報国歌隊ト称ス)ニ依ルモノトス但シ命令ヲ以テ定ムル特別ノ場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ学校報国歌隊ニ依ラザルコトヲ得

第三条 学徒勤勞ニ当リテハ勤勞即教育タラシムル様力ムルモノトス

第四条 学徒勤勞ハ国、地方公共団体又ハ厚生大臣若ハ地方長官(東京都ニ在リテハ警視總監)ノ指定スル者ノ行フ命令ヲ以テ定ムル総動員業務ニ付之ヲ為サシムルモノトス

第五条 引続キ学徒勤勞ヲ為サシムル期間ハ一年以内トス

第六条 学校報国歌隊ニ依ル学徒勤勞ニ付其ノ出勤ヲ求メントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ文部大臣又ハ地方長官ニ之ヲ請求又ハ申請スベシ学校ノ校地、校舍、設備等ヲ利用シテ為ス学校報国歌隊ニ依ル学徒勤勞ニ付亦同ジ

第七条 前条ノ規定ニ依ル請求又ハ申請ハ厚生大臣又ハ地方長官(東京都ニ在リテハ警視總監)ガ割当テタル人員ノ範圍内ニ於テ之ヲ為スモノトス但シ命令ヲ以テ定ムル特別ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第八条 文部大臣又ハ地方長官第六条ノ規定ニ依ル請求又ハ申請アリタルトキハ特別ノ事情アル場合ヲ除クノ外学校長ニ対

シ学徒勤勞ヲ受クベキ者、作業ノ種類、学徒勤勞ヲ為スベキ場所及期間並ニ所要人員数其ノ他必要ナル事項ヲ指定シテ学校報国歌隊ノ出勤ニ関シ必要ナル措置ヲ命ズルモノトス

第九条 前条ノ措置ヲ命ゼラレタル学校長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ学校報国歌隊ニ依ル学徒勤勞ヲ為スベキ者ヲ選定シ其ノ選定アリタル旨ヲ本人ニ通知シ学徒勤勞ニ関シ必要ナル事項ヲ指示スベシ

第十条 命令ヲ以テ定ムル特別ノ場合ニ於テハ第六条ノ規定ニ依ル請求又ハ申請ハ之ヲ当該学校長ニ為スモノトス

前項ノ場合ニ於テ学校長ハ特別ノ事情アル場合ヲ除クノ外直ニ前条ニ規定スル措置ヲ為スモノトス

第十一条 前二条ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタル者ハ同条ノ規定ニ依ル指示ニ従ヒ学校報国歌隊ニ依ル学徒勤勞ヲ為スベシ

第十二条 文部大臣又ハ地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ特別ノ事情アル場合ニ於テハ学校報国歌隊ニ依ル学徒勤勞ノ全部又ハ一部ノ停止ニ関シ必要ナル措置ヲ為スコトヲ得

第十三条 隊長タル学校長又ハ教職員ハ当該学校報国歌隊ノ隊員ノ学徒勤勞ニ関シ其ノ隊員ヲ指揮監督ス

第十四条 文部大臣又ハ地方長官ハ学徒勤勞ヲ受クル工場、事業場等ノ職員ニ対シ学徒勤勞ノ指導ニ関スル事務ヲ囑託スルコトヲ得

第十五条 学徒勤勞ニ要スル経費ハ命令ノ定ムル所ニ依リ特別ノ事情アル場合ヲ除クノ外学徒勤勞ヲ受クル者之ヲ負担スルモノトス

第十六条 厚生大臣（軍需省所管企業ニ於ケル勤勞管理及給与

ニ関スル事項ニ付テハ軍需大臣）及文部大臣又ハ地方長官（東京都ニ在リテハ警視總監ヲ含ム）必要アリト認ムルトキ

ハ国家総動員法第六條ノ規定ニ基キ学徒勤勞ヲ受クル事業主

ニ対シ学徒勤勞ヲ為ス者ノ使用又ハ従業条件ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

学徒勤勞ヲ為ス者ガ業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタ

ル場合ニ於ケル本人又ハ其ノ遺族ノ扶助ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十七条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ学徒勤勞ヲ為サシメザ

ルモノトス但シ学徒勤勞ヲ為ス者ニシテ第三号ニ該当スルニ至リタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一 陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ（未ダ入營セザル者ヲ除

ク）及召集中ノモノ（召集中ノ身分取扱ヲ受クル者ヲ含ム）

二 徴用中ノ者

三 陸軍大臣若ハ海軍大臣ノ所管ニ属スル官衙（部隊及学校

ヲ含ム）又ハ厚生大臣ノ指定スル工場、事業場其ノ他ノ場

所ニ於テ軍事上必要ナル総動員業務ニ従事スル者

四 法令ニ依リ拘禁中ノ者

第十八条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ志願ニ依ル場合ヲ除ク

ノ学徒勤勞ヲ為サシメザルモノトス

一 厚生大臣ノ指定スル総動員業務ニ従事スル者

二 其ノ他厚生大臣ノ指定スル者

第十九条 文部大臣又ハ地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ学徒

勤勞ニ関シ学校長又ハ学徒勤勞ヲ為ス者若ハ学徒勤勞ヲ受クル事業主ヲ監督ス

第二十條 第六條乃至第十二條ノ規定ハ学校報國隊ニ依ラズシ

テ為ス学徒勤勞ニ之ヲ準用ス

第二十一條 第十六條及第十九條ノ規定ハ事業主タル國及都道

府県ニハ之ヲ適用セズ

第二十二條 本令ニ於テ学徒ト称スルハ文部大臣ノ所轄ニ属ス

ル学校ノ学徒ヲ謂ヒ学校ト称スルハ第十七條第三号ノ場合ヲ

除クノ外文部大臣ノ所轄ニ属スル学校ヲ謂ヒ学校長ト称スル

ハ文部大臣ノ所轄ニ属スル学校ノ長ヲ謂フ

第二十三條 前條ノ規定ハ朝鮮及台湾ニハ之ヲ適用セズ

第六條、第八條、第十二條及第十四條中文部大臣トアルハ朝

鮮ニ在ル学校ノ学徒ニ関シテハ朝鮮總督、台湾ニ在ル学校ノ

学徒ニ関シテハ台湾總督トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在ル学

校ノ学徒ニ関シテハ道知事、台湾ニ在ル学校ノ学徒ニ関シテ

ハ州知事又ハ庁長トス

前項ノ場合ヲ除クノ外本令中厚生大臣トアリ又ハ文部大臣ト

アルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、台湾ニ在リテハ台湾總督ト

シ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、台湾ニ在リテハ

州知事又ハ庁長トス

本令中都道府県トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、台湾ニ在リテハ

州又ハ庁トス

第二十四條 学徒勤勞ニハ国民勤勞報國協力令ハ之ヲ適用セズ

第二十五条 本令ニ規定スルモノノ外学徒勤勞ニ関シ必要ナル
事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ国民勤勞報國協力令ニ依リテ為ス学校在学者
ノ国民勤勞報國隊ニ依ル協力ハ之ヲ本令ニ依ル学徒勤勞ト看作
ス

昭和二十年一月二十日

国家総動員審議会総裁 小磯國昭

内閣総理大臣 小磯國昭

内務大臣 大達茂雄

文部大臣 二宮治重

厚生大臣 廣瀨久忠

大東亜大臣 重光 葵

軍需大臣 吉田 茂

本会ハ諮問第百拾号国民勤勞動員ニ関スル勅令案要綱ニ関シ慎

重審議提案ノ趣旨適當ナルモノト議決致候

右答申候也

昭和二十年一月二十日^(加筆)

内閣総理大臣 小磯國昭

内務大臣 大達茂雄

文部大臣 二宮治重

厚生大臣 廣瀨久忠
大東亜大臣 重光 葵
軍需大臣 吉田 茂

国家総動員審議会総裁 小磯國昭

別紙諮問第百十号国民勤勞動員ニ関スル勅令案要綱ニ対スル貴
会ノ意見ヲ諮フ

(注記9)

諮問第一一〇号

国民勤勞動員ニ関スル勅令案要綱

第一章 総則

第一 本要綱ハ帝国臣民ヲシテ国民勤勞動員(以下勤勞動員ト
称ス)ノ本義ニ則リ国家ノ要請ニ遵ヒ総員勤勞配置ニ就キ全
力ヲ奮ヒ戦力ノ増強ニ力メシムルヲ目的トスルコト

第二章 要員及就業ノ確保

第二 厚生大臣又ハ地方長官(東京都ニ在リテハ警視総監トス
以下同ジ)ノ指定スル工場、事業場其ノ他ノ場所ニ於テ使用
セラルル従業者又ハ地方長官ノ指定スル範圍ノ従業者ノ解雇
及退職ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ認可ヲ受クルニ非
ザレバ之ヲ為スコトヲ得ザルコト

前項ノ工場、事業場其ノ他ノ場所ノ指定ハ業種又ハ地域ニ依
リ包括シテ之ヲ為スコトヲ得ルコト

第一項ノ従業者ニ付雇傭期間ノ滿了其ノ他解雇及退職以外ノ
事由ニ依リ雇傭關係ノ終了スル場合ニ於テハ引続キ雇傭關係

ヲ存続セシムルコトヲ要スルコト但シ命令ノ定ムル所ニ依リ
地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラザルコト

第三 前号第一項ノ規定ニ依リ指定ヲ受ケタル工場、事業場其
ノ他ノ場所ノ事業主ハ其ノ旨ヲ関係従業者ニ周知セシムベキ
コト

前号第一項及第三項ノ規定ハ命令ヲ以テ定ムル場合並ニ国、
都道府県及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニハ之ヲ適用セザ
ルコト

第四 第二第一項ノ従業者以外ノ従業者ニシテ厚生大臣又ハ地
方長官ノ指定スル物資ノ生産、修理若ハ配給、輸送又ハ土木
建築ニ関スル業務其ノ他ノ総動員業務ニ従事スル地方長官ノ
指定スルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ認可ヲ受ケ
ルニ非ザレバ当該業務ニ従事スルコトヲ罷ムルコトヲ得ザル
コト但シ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラザルコ
ト

前項ノ規定ニ依ル地方長官ノ従業者指定ノ解除ニ関シ必要ナ
ル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ムルコト

第一項ノ規定ニ依リ指定セラレタル従業者ノ解雇ハ命令ノ定
ムル所ニ依リ地方長官ノ認可ヲ受ケルニ非ザレバ之ヲ為スコ
トヲ得ザルコト第二第三項及前号第二項ノ規定ハ此ノ場合ニ
之ヲ準用スルコト

第五 厚生大臣（軍需省所管企業ニ於ケル勤労管理ニ関スル事
項ニ付テハ軍需大臣）又ハ地方長官敵襲其ノ他緊急事態發生
ノ場合ニ於ケル従業者ノ就業確保ノ為ニ特ニ必要アリト認め

ルトキハ他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ工場、事業場其ノ他ノ場所
（以下事業場ト称ス）ノ事業主又ハ従業者ニ対シ従業時間ノ
延長若ハ短縮、休日、遅刻、早退、欠勤若ハ休暇ノ制限又ハ
従業者ノ従事スベキ業務其ノ他従業者ノ使用若ハ従業ニ関ス
ル事項ニ付必要ナル命令ヲ為スコトヲ得ルコト

第三章 勤労働員

第一節 勤労働員準備

第六 厚生大臣ハ従業者ヨリ退職其ノ他ノ事由ニ因リ雇備関係
終了シタル場合ニ於テ居住ノ場所其ノ他勤労働員準備上必要
ナル事項ヲ地方長官ニ報告セシムルコトヲ得ルコト

前項ノ規定ハ左各号ノ一ニ該当スル者ニハ之ヲ適用セザルコ
ト

一 医療関係者職業能力申告令ニ依リ申告ヲ為スベキ者

二 獣医師等職業能力申告令ニ依リ申告ヲ為スベキ者

三 船員法ノ船員、朝鮮船員令ノ船員及関東州船員令ノ船員

四 其ノ他厚生大臣ノ指定スル者

第七 厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認めルトキハ命令ノ定
ムル所ニ依リ業種又ハ職種ニ指定シテ厚生大臣又ハ地方長官
ノ指定スル従業者ノ雇入、使用、就職及従業ヲ禁止又ハ制限
スルコトヲ得ルコト

厚生大臣ハ事業場ノ事業主（国ニ在リテハ当該官衙ノ長ト
ス）ヨリ前項ノ規定ニ依リ指定セラレタル業種又ハ職種ニ使
用スル従業者ニ付其ノ氏名、居住ノ場所其ノ他勤労働員準備
上必要ナル事項ヲ地方長官ニ報告セシメ又ハ通報ヲ求ムルコ

トヲ得ルコト

第八 地方長官勤労働員準備上必要アリト認ムルトキハ国民職業能力申告令ニ依ル要申告者（以下要申告者ト称ス）ニ対シ就職スベキ業務等ニ関スル希望、就職ノ条件其ノ他就職ニ関シ必要ナル事項ヲ申告スベキコトヲ命ズルコトヲ得ルコト

第九 地方長官勤労働員準備上必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ就職勸奨、就職命令、徴用又ハ勤労協力ニ依リ就職又ハ従業スベキ者（以下勤労働員セラルベキ者ト称ス）ニ対シ出頭、説明、意見ノ開陳又ハ報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得ルコト

地方長官前項ノ場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ勤労働員セラルベキ者ノ関係事業場ノ事業主（国ニ在リテハ当該官衙ノ長トス）又ハ其ノ所属団体ノ長ニ対シ出頭、説明、意見ノ開陳（国ニ在リテハ当該官衙ノ関係職員ニ依ル出頭、説明又ハ意見ノ開陳トス）又ハ報告ヲ為スベキコトヲ求ムルコトヲ得ルコト

地方長官ハ第一項ノ規定ニ依ル命令ニ基キ出頭シタル勤労働員セラルベキ者ニ対シ旅費ヲ支給スルモノトスルコト
官衙以外ノ事業場ニ配置セラルル為出頭シタル者ニ対シ前項ノ規定ニ依リ支給シタル旅費ノ額ハ当該事業場ノ事業主国庫ニ之ヲ納入スベキコト

第一項ノ規定ニ依リ勤労働員セラルベキ者出頭スル場合ニ於テ前金払ヲ為スニ非ザレバ出頭スルコト能ハザル者ノ旅費ハ其ノ者ノ居住地ノ市町村（東京都ノ区ノ存スル区域ニ在リテ

ハ東京都）又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ一時繰替支弁スベキコト

勤労働員セラルベキ者第一項ノ規定ニ依リ出頭スル場合ノ旅費及其ノ一時繰替支弁ニ関シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ムルコト

第十 地方長官必要アリト認ムルトキハ勤労働員セラルベキ者ニ付身体ノ状態、居住及就職ノ場所、職業、技能程度其ノ他勤労働員ニ関シ必要ナル事項ヲ検査又ハ調査シテ服務ノ適否ヲ判定スルモノトスルコト

地方長官必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ依リ服務ニ適スト判定セラレタル者ニ対シ同項ノ事項中居住ノ場所其ノ他必要ナル事項ノ変更ニ付報告ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得ルコト

第十一 前号第一項ノ規定ニ依ル検査又ハ調査及服務ノ適否ノ判定ニ関スル事務ニ従事セシムル為府府県ニ国民勤労働員官（加筆）
（仮称）ヲ置クコト

国民勤労働員官ハ庁府県高等官中ヨリ地方長官之ヲ命ズルコト

地方長官必要アリト認ムルトキハ学識経験アル者ヲシテ国民勤労働員官ノ行フ事務ノ一部ヲ補助セシムルコトヲ得ルコト

第十二 地方長官必要アリト認ムルトキハ勤労働員セラルベキ者ニ付予メ隊組織ニ依ル勤労働員ノ準備措置ヲ為スベキモノトスルコト

第十三 厚生大臣又ハ地方長官勤労働員ノ目的達成ノ為必要ア

リト認ムルトキハ事業場ノ事業主、勤労働員セラルベキ者又ハ命令ヲ以テ定ムル従業者ニ対シ勤労働員セラルベキ者及命令ヲ以テ定ムル従業者ノ勤労適性検査又ハ勤労訓練ニ関スル命令ヲ為スコトヲ得ルコト

第十四 第八号乃至第十号及前二号ノ規定ハ学徒勤勞令ノ適用ヲ受クベキ者ニハ之ヲ適用セザルコト

第十五 命令ノ定ムル所ニ依リ事業場ノ事業主（国ニ在リテハ当該官衙ノ長トス）従業者（機動配置ニ依リ使用セントスル者ヲ除ク）ヲ雇入レ又ハ使用セントスルトキハ厚生大臣又ハ地方長官ニ其ノ雇入又ハ使用ノ員数ニ付割当ノ申請又ハ請求ヲ為スコトヲ得ルコト

第十六 厚生大臣又ハ地方長官ノ指定スル事業場ノ事業主（国ニ在リテハ当該官衙ノ長トス）ハ命令ノ定ムル所ニ依リ減耗補充ノ基準ト為ルベキ従業者ノ員数ニ関スル事項ヲ定メ厚生大臣又ハ地方長官ノ認可ヲ申請シ又ハ承認ヲ請求スルコトヲ得ルコト

厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ事業主ニ対シ前項ノ事項ノ変更ヲ命ジ又ハ前項ノ申請ナキ場合ト雖モ同項ノ事項ヲ定メ事業主ニ対シ之ヲ指示スルコトヲ得ルコト

第十七 第十五若ハ前号第一項ノ申請若ハ請求又ハ前号第二項ノ変更命令若ハ指示ハ命令ノ定ムル所ニ依リ協力関係ノアル数事業場ニ付包括シテ之ヲ為シ得ルコト

第二節 雇入及就職

第十八 従業者ノ雇入及就職ハ左ノ各号ノ一二該当スル場合ヲ

除クノ外之ヲ為スコトヲ得ザルコト

一 事業場ノ事業主第十五ノ申請ニ基キ割当ヲ受ケタル雇入ルベキ員数ノ範囲内ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ為ス雇入及就職ノ場合

二 事業場ノ事業主ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ第十六第一項ノ認可ヲ受ケ又ハ同号第二項ノ規定ニ基キ変更若ハ指示アリタル員数ノ範囲内ニ於ケル雇入及就職ノ場合

三 命令ノ定ムル所ニ依リ特定ノ者ノ雇入及就職ニ付地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合

前項ノ規定ハ命令ヲ以テ定ムル場合ニハ之ヲ適用セザルコト

第十九 地方長官必要アリト認ムルトキハ勤勞能力アリト認ムル者ニ対シ其ノ従事スベキ業務、場所等ヲ指定シテ就職スベキコトヲ勸奨スルコトヲ得ルコト

左ノ各号ノ一二該当スル者ニハ就職勸奨ハ之ヲ為サザルコト

一 陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ（未ダ入營セザル者ヲ除ク）及召集中ノモノ（召集中ノ身分取扱ヲ受クル者ヲ含ム）

二 陸海軍学生生徒（海軍予備練習生及海軍予備補習生ヲ含ム）

三 陸海軍軍属

四 医療関係者職業能力申告令ニ依リ申告ヲ為スベキ者

五 獣医師等職業能力申告令ニ依リ申告ヲ為スベキ者

六 船員法ノ船員、朝鮮船員令ノ船員及関東州船員令ノ船員

七 官吏、待遇官吏又ハ公吏

八 帝国議會、東京都議會、道府県會、市町村會其ノ他之ニ

準ズベキモノノ議員

九 総動員業務ニ従事スル者ニシテ余人ヲ以テ代フベカラザルモノ

十 法令ニ依リ拘禁中ノ者

十一 其ノ他厚生大臣ノ指定スル者

第二十 地方長官ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニシテ特別ノ事情ナクシテ就職勸奨ニ応ゼザルモノ又ハ勤勞協力ヲ為サザルモノニ対シ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ指定スル事業場ニ就職スルコトヲ命ズルコトヲ得ルコト

一 事業ノ全部若ハ一部ヲ廃止若ハ休止スル事業場又ハ之ニ準ズル命令ヲ以テ定ムル事業場ノ従業者

二 地方長官ノ指定スル年齢、學歷、職歴等ニ該当スル者

三 第十第一項ノ規定ニ依リ当該事業場ノ業務ノ服務ニ適スト判定セラレタル者

前項ノ事業場ノ指定ハ業種、地域等ニ依リ包括シテ之ヲ為スコトヲ得ルコト

第二十一 前号第一項ノ規定ニ依リ指定セラレタル事業場ノ事業主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ同号ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者ヨリ就職ノ申出アリタルトキハ之ヲ雇入ルルコトヲ要スルコト

第三節 徵用

第二十二 徵用ハ國家ノ要請ニ基キ帝国臣民ヲシテ緊要ナル総動員業務ニ従事セシムル必要アル場合ニ於テ之ヲ行フモノト

スルコト

第二十三 徵用ハ要申告者ニ限り之ヲ行フコト但シ徵用中要申告者タラザルニ至リタル者ヲ引續キ徵用スル必要アル場合ハ此ノ限ニ在ラザルコト

特別ノ必要アル場合又ハ志願アリタル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ命令ノ定ムル所ニ依リ要申告者以外ノ者ヲ徵用スルコトヲ得ルコト

第二十四 徵用並ニ徵用ノ変更及解除ハ厚生大臣自ラ之ヲ行フ場合ノ外厚生大臣ノ命令ニ依リ地方長官之ヲ実施スルコト但シ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ厚生大臣ノ命令ヲ俟タズ地方長官之ヲ実施シ得ルコト

第二十五 地方長官徵用セラルベキ者ヲ決定シタルトキハ之ニ徵用令書ヲ交付シ徵用ニ関シ必要ナル事項ヲ指示スベキコト被徵用者ハ前項ノ指示ニ従フベキコト

第二十六 地方長官必要アリト認ムルトキハ前号第一項ノ規定ニ依リ被徵用者ニ対シ隊組織ニ依リ出動スベキコトヲ指示シ得ルコト

第二十七 徵用ノ取消、変更及解除ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ムルコト

第二十八 被徵用者総動員業務ニ従事スル場合ニ於テハ其ノ服務ニ関スル厚生大臣ノ命令ニ従フノ外官衙ニ使用セラルル者ニ在リテハ当該官衙ノ長ノ指導ニ従ヒ、厚生大臣ノ指定スル者又ハ団体ニ使用セラルル者ニ在リテハ当該ノ者又ハ団体ノ長ノ指揮ニ従ヒ、其ノ他ノ事業場ニ使用セラルル者ニ在リテ

ハ当該事業場ノ事業主ノ指揮ニ従フベキコト

第二十九 被徵用者ニ対スル給与ハ其ノ者ノ技能程度、従事スル業務及場所等ニ応ジ且従前ノ給与其ノ他之二準ズベキ収入ヲ斟酌シ被徵用者ヲ使用スル官衙ノ長(加註)前号ノ厚生大臣ノ指定スル者若ハ団体ノ長又ハ事業主之ヲ支給スルモノトスルコト被徵用者ニ対スル給与ニ関シ必要ナル事項ハ官衙ニ使用セラルル者ニ関シテハ当該官衙ノ所管大臣厚生大臣ニ協議シテ之ヲ定メ其ノ他ノ者ニ関シテハ当該第二十八ノ者若ハ団体ノ長又ハ当該事業主厚生大臣ノ認可ヲ受ケテ之ヲ定ムベキコト

第三十 被徵用者徵用令書ノ交付ヲ受ケ出頭スル場合、徵用ヲ解除セラレ帰郷スル場合又ハ被徵用者若ハ其ノ家族ノ危篤若ハ死亡ノ為第二十八ノ者若ハ団体ノ長、官衙ノ長若ハ事業主ノ通知ニ依リ被徵用者ノ家族出頭シ若ハ第二十八ノ者若ハ団体ノ長、官衙ノ長若ハ事業主ノ許可ヲ得テ被徵用者一時帰郷スル場合ノ旅費ハ命令ノ定ムル所ニ依リ当該官衙ノ長、当該第二十八ノ(殊道)(加註)若ハ団体ノ長又ハ当該事業場ノ事業主之ヲ支給スルモノトスルコト

第九第四項ノ規定ハ被徵用者徵用令書ノ交付ヲ受ケ出頭スル場合ニ之ヲ準用スルコト
前二項ノ規定ニ依ル旅費及一時繰替支弁ニ関シ必要ナル事項ハ官衙ニ使用セラルル被徵用者ニ関シテハ当該官衙ノ所管大臣厚生大臣ニ協議シテ之ヲ定メ其ノ他ノ者ニ関シテハ厚生大臣之ヲ定ムルコト

第三十一 被徵用者徵用セラレタルニ因リ其ノ家族ト世帯ヲ異

ニスルニ至リタル場合其ノ他特別ノ事情アル場合又ハ被徵用者故意若ハ重大ナル過失ニ因ルニ非ズシテ業務上傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ之ガ為徵用ヲ解除セラレタル場合ニ於テ本人又ハ家族ガ生活スルコト困難ナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ニ対シ扶助ヲ為スコトヲ得ルコト

被徵用者徵用セラレ総動員業務ニ従事中故意又ハ重大ナル過失ニ因ルニ非ズシテ業務上傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ為死亡シタル場合ニ於テ遺族ガ生活スルコト困難ナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ニ対シ扶助ヲ為スコトヲ得ルコト
前二項ノ家族又ハ遺族ノ範圍及扶助ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ムルコト

第三十二 前号ノ規定ニ依ル扶助ガ被徵用者ニシテ官衙以外ノ事業場ニ使用セラレ若ハ使用セラレタル者又ハ其ノ家族若ハ遺族ニ対シガサレタルモノアルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ当該事業場ノ事業主ヲシテ扶助ニ要シタル費用ヲ国庫ニ納入セシムルコトヲ得ルコト

第三十三 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ之ヲ徵用セザルコト

一 陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ(未ダ入營セザル者ヲ除ク)及召集中ノモノ(召集中ノ身分取扱ヲ受クル者ヲ含ム)

二 陸海軍学生生徒(海軍予備練習生及海軍予備補習生ヲ含ム)

三 陸海軍軍屬

四 医療関係者職業能力申告令ニ依リ申告ヲ為スベキ者

五 獣医師等職業能力申告令ニ依リ申告ヲ為スベキ者

六 船員法ノ船員、朝鮮船員令ノ船員及関東州船員令ノ船員

七 法令ニ依リ拘禁中ノ者

第三十四 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ特別ノ必要アル場合ヲ除クノ外之ヲ徵用セザルコト

一 余人ヲ以テ代フベカラザル職ニ在ル官吏、待遇官吏又ハ公吏

二 帝国議會、東京都議會、道府県會、市町村會其ノ他之ニ準ズベキモノノ議員

三 総動員業務ニ従事スル者ニシテ余人ヲ以テ代フベカラザルモノ

四 其ノ他厚生大臣ノ指定スル者

第四節 勤勞協力

第三十五 勤勞協力ハ緊急ノ要アル場合ニ於テ國家ノ要請ニ基キ帝國臣民ヲシテ命令ヲ以テ定ムル總動員業務ニ従事セシムル必要アル場合ニ於テ之ヲ行フモノトスルコト

第三十六 地方長官必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ市町村長（市町村長ニ準ズルモノヲ含ミ東京都ノ区ノ存スル区域並ニ京都市、大阪市、名古屋市、横浜市及神戸市ニ在リテハ区長トス）其ノ他ノ団体ノ長若ハ学校長（國ニ在リテハ当該官衙ノ長トス）ニ對シ勤勞協力ニ関シ必要ナル事項ヲ指示シ勤勞協力ヲ為スベキ者ノ選定、本人ニ對スル其ノ選定アリタル旨ノ通知其ノ他ニ関シ勤勞協力上必要ナル措置ヲ

命ジ又ハ請求スルモノトスルコト

前項ノ措置ハ敵襲其ノ他緊急事態發生ノ場合ニ於テ必要アルトキハ同項ノ規定ニ拘ラズ地方長官自ラ之ヲ為スコトヲ得ルコト

第三十七 前号ノ規定ニ基ク通知ヲ受ケタル者ハ同号ノ指示ニ從ヒ勤勞協力ヲ為スベキコト

第三十八 勤勞協力ノ取消、変更及解除ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ムルコト

第三十九 勤勞協力ニ要スル經費ハ命令ノ定ムル所ニ依リ特別ノ事情アル場合ヲ除クノ外勤勞協力ヲ受クル者之ヲ負担スルモノトスルコト

第二十六、第二十八及第三十乃至第三十二ノ規定ハ勤勞協力ヲ為スベキ者ニ之ヲ準用スルコト

第四十 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ勤勞協力ヲ為サシメザルモノトスルコト

一 陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ（未ダ入營セザル者ヲ除ク）及召集中ノモノ（召集中ノ身分取扱ヲ受クル者ヲ含ム）

二 陸海軍學生生徒（海軍予備練習生及海軍予備補習生ヲ含ム）

三 陸海軍軍屬

四 現ニ徵用中ノ者

五 陸海大臣若ハ海軍大臣ノ所管ニ屬スル官衙（部隊及学校ヲ含ム）又ハ厚生大臣ノ指定スル工場、事業場其ノ他ノ場

所ニ於テ軍事上必要ナル総動員業務ニ従事スル者

六 法令ニ依リ拘禁中ノ者

第四十一 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ志願ニ依ル場合ヲ除クノ外勤勞協力ヲ為サシメザルモノトスルコト

一 現ニ厚生大臣ノ指定スル総動員業務ニ従事スル者

二 女子ニ在リテハ家庭生活ノ根軸タル者

三 其ノ他厚生大臣ノ指定スル者

第四十二 本節ニ規定スルモノノ外勤勞常時要員トシテノ女子ノ隊組織（女子挺身隊ト称ス）又ハ勤勞常時要員トシテノ女子以外ノ者ノ隊組織（国民勤勞報国隊ト称ス）ニ依ル勤勞協力ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ムルコト

第四章 機動配置

第四十三 機動配置ハ生産計画ノ変移、緊急業務ノ完遂其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合ニ際シ国家ノ要請ニ基キ勤勞常時要員タル従業者ヲ機動的ニ他ノ事業場ニ於テ行フ総動員業務ニ従事セシムル必要アル場合ニ於テ之ヲ行フモノトスルコト

第四十四 厚生大臣又ハ地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ厚生大臣又ハ地方長官ノ指定スル者又ハ国体ニ対シ相当員數ノ機動配置要員ノ保有其ノ他機動配置ノ準備ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得ルコト

第四十五 厚生大臣又ハ地方長官命令ノ定ムル所ニ依リ必要アリト認めルトキハ機動配置セラルベキ従業者ヲ使用スル事業主（国ニ在リテハ当該官衙ノ長トス）若ハ其ノ所属団体ノ長又ハ前号ノ者若ハ団体ニ対シ機動配置ヲ受クベキ者、機動配

置セラルベキ者ノ従事スベキ業務ノ種類、機動配置スベキ事業場及期間並ニ所要人員數其ノ他必要ナル事項ヲ指定シテ機動配置ニ関シ必要ナル措置ヲ命ジ又ハ請求スルモノトスルコト

第四十六 前号ノ措置ヲ命ゼラレ又ハ請求セラレタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ機動配置セラルベキ者ヲ選定シ其ノ選定アリタル旨ヲ本人ニ通知スルト共ニ機動配置ニ関シ必要ナル事項ヲ指示スベキコト

第四十七 厚生大臣又ハ地方長官前号ノ規定ニ基キ選定セラレタル者機動配置ニ適セズト認めルトキハ之ヲ選定シタル者ニ對シ其ノ選定ヲ取消スベキコトヲ命ジ又ハ請求スルコトヲ得ルコト

第四十八 第四十六ノ措置ハ敵襲其ノ他緊急事態發生ノ場合ニ於テ必要アルトキハ第四十五ノ規定ニ拘ラズ地方長官自ラ之ヲ為スコトヲ得ルコト

厚生大臣必要アリト認めルトキハ機動配置セラルベキ者ヲ使用スル事業主（国ニ在リテハ当該官衙ノ長トス）又ハ第四十四ノ者若ハ団体ニ於テ第四十五ノ命令又ハ請求ヲ俟タズ直ニ第四十六ノ措置ヲ為スコトニ関シ必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得ルコト

第四十九 第四十六又ハ前号ノ規定ニ基ク指示ヲ受ケタル者ハ配置セラレタル事業場ニ於テハ同号ノ指示ニ従フノ外其ノ配置セラレタル事業場ノ事業主（国ニ在リテハ当該官衙ノ長トス）ノ指揮ニ従ヒ従事スベキコト

第五十 機動配置ニ伴フ費用ハ命令ノ定ムル所ニ依リ特別ノ事情アル場合ヲ除クノ外機動配置ヲ受クル事業主之ヲ負担スルモノトスルコト

第五十一 機動配置ノ取消、変更又ハ解除ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ムルコト

第五十二 第九、第十、第十二、第十三及第二十六ノ規定ハ機動配置セラルベキ者若ハ関係事業主（国ニ在リテハ当該官衙ノ長トス）又ハ其ノ関係団体ノ長ニ関シ之ヲ準用スルコト

第五十三 厚生大臣（軍需省所管企業ニ於ケル勤勞管理ニ関スル事項ニ付テハ軍需大臣）又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ事業主ニ対シ其ノ従業者ヲ当該事業場内ニ於テ其ノ職種又ハ職場ヲ轉換スベキコトヲ命ズルコトヲ得ルコト

第五十四 機動配置セラルベキ従業者ニ付其ノ配置轉換ノ為徵用又ハ勤勞協力ヲ変更スルノ要アル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ徵用又ハ勤勞協力ノ変更アリタルモノトスルコト

第五十五 地方長官必要アリト認ムルトキハ事業主ニ対シ従業者ヲシテ帰郷ノ上主要食糧等ノ生産業務ニ従事セシムル為當該業務ニ従事スルコトノ臨時休止其ノ他ノ必要ナル措置ヲ命ジ得ルコト

第五十六 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ本章ノ従業者ニハ之ヲ含マザルモノトスルコト

- 一 医療関係者職業能力申告令ニ依リ申告ヲ為スベキ者
- 二 獣医師等職業能力申告令ニ依リ申告ヲ為スベキ者
- 三 船員法ノ船員、朝鮮船員令ノ船員及関東州船員令ノ船員

四 官吏、待遇官吏又ハ公吏
五 帝國議會、東京都議會、道府県會、市町村會其ノ他之ニ準ズベキモノノ議員

六 其ノ他厚生大臣ノ指定スル者
第五章 雜則

第五十七 厚生大臣又ハ地方長官ハ勞務供給業者ニ依ル従業者ノ使用又ハ従業ノ制限ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得ルコト

第五十八 地方長官本要綱又ハ本要綱ニ基キテ發スル命令ニ依リ認可又ハ割当ノ申請ニ付不正若ハ虚偽ノ事實アリト認ムルトキ又ハ特ニ必要アリト認ムルトキハ認可又ハ割当ノ取消又ハ変更ヲ為スコトヲ得ルコト

第五十九 厚生大臣（軍需省所管企業ニ於ケル勤勞管理及給与ニ関スル事項ニ付テハ軍需大臣）又ハ地方長官ハ従業者ノ雇入、使用、解雇、就職、従業、退職又ハ賃金、給料其ノ他ノ従業条件ニ付事業主ニ対シ監督上必要ナル命令ヲ為スコトヲ得ルコト

第六十 厚生大臣（軍需省所管企業ニ於ケル勤勞管理及給与ニ関スル事項ニ付テハ軍需大臣）又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ事業主、第二^(ママ)ノ者若ハ団体又ハ第四十四ノ者若ハ団体ニ対シ第五ノ命令ヲ受ケタル従業者若ハ同号ノ命令ヲ受ケタル事業主ニ使用セラルル従業者、被徵用者、就職命令ニ基キ就職スル者、勤勞協力ヲ為スベキ者又ハ機動配置セラレタル従業者ノ使用又ハ賃金、給料、防護施設其ノ他ノ従業

条件ニ付必要ナル命令ヲ為スコトヲ得ルコト

被徵用者、就職命令ニ基キ就職セル者、勤勞協力ヲ為ス者又ハ機動配置ヲ為セル従業者ガ業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テ事業主ノ為ス本人又ハ其ノ遺族ニ対スル扶助ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ムルコト

第六十一 厚生大臣（軍需省所管企業ニ於ケル勤勞管理及給与ニ関スル事項ニ付テハ軍需大臣）、地方長官又ハ国民勤勞動員署長本要綱ノ施行ニ関シ必要アリト認ムルトキハ関係者ヨリ報告ヲ徵スルコトヲ得ルコト

第六十二 第七第一項、第十三、第十六第二項、第五十三、第五十五、前三号及第六十三ノ規定ハ国及都道府県ニハ之ヲ適用セザルコト

第五及第五十七ノ規定ハ国及都道府県ノ事業ニハ之ヲ適用セザルコト

地方長官ハ国又ハ都道府県ニ於テ為ス従業者ノ雇入、使用、解雇又ハ賃金、給料其ノ他ノ従業条件ニ関シ従業者ヲ使用スル官衙又ハ都道府県ヨリ通報ヲ求ムルコトヲ得ルコト

第六十三 厚生大臣（軍需省所管企業ニ於ケル勤勞管理及給与ニ関スル事項ニ付テハ軍需大臣）、地方長官又ハ国民勤勞動員署長本要綱ノ施行ニ関シ必要アリト認ムルトキハ当該官吏ヲシテ関係ノ事業場ニ臨檢シ業務ノ状況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得ルコト此ノ場合ニ於テハ当該官吏ヲシテ其ノ身分ヲ示ス証票ヲ携帯セシムベキコト

第六十四 地方長官ハ国民勤勞動員署長ヲシテ本要綱実施ニ関

スル其ノ事務ノ一部ヲ分掌セシメ又ハ市町村長（東京都ノ区ノ存スル区域、京都市、大阪市、名古屋市、横浜市及神戸市ニ在リテハ区长）若ハ之ニ準ズベキモノヲシテ本要綱実施ニ関スル其ノ事務ノ一部ヲ補助セシムルコトヲ得ルコト

市町村長（東京都ノ区ノ存スル区域、京都市、大阪市、名古屋市、横浜市及神戸市ニ在リテハ区长）又ハ之ニ準ズベキモノノ前項ノ規定ニ依リ本要綱実施ニ関スル事務ヲ執行スル為要スル費用ハ市町村（東京都ノ区ノ存スル区域ニ在リテハ東京都）又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ一時繰替支弁スベキコト前項ノ費用及其ノ一時繰替支弁ニ関シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ムルコト

第六十五 厚生大臣必要アリト認ムルトキハ地方行政協議會令ノ地方行政協議會ヲ附置セラレタル都府県ノ長官ニ本要綱ニ基ク其ノ職權ノ一部ヲ行ハシムルコトヲ得ルコト

地方長官必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ国民勤勞動員署長又ハ市町村長（東京都ノ区ノ存スル区域、京都市、大阪市、名古屋市、横浜市及神戸市ニ在リテハ区长）若ハ之ニ準ズベキモノヲシテ本要綱ニ基ク其ノ職權ノ一部ヲ行ハシムルコトヲ得ルコト

第六十六 厚生大臣（前号第一項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ職權ヲ行フ長官ヲ含ム）又ハ地方長官ハ本要綱施行ニ関スル重要事項ニ付国民勤勞動員対策本部^{（加筆）}（仮称）ノ議ヲ経ベキモノトスルコト

国民勤勞動員対策本部ニ関シ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ムル

コト

第六十七 本要綱ハ必要ニ応ジ外地ニモ之ヲ実施スルコト

附則

〔本要綱ハ昭和二十年 月 日ヨリ之ヲ施行スルコト〕

国民徴用令、勞務調整令、学校卒業者使用制限令、国民勤勞報
国協力令及女子挺身勤勞令ハ〔本要綱施行ノ日ヨリ〕之ヲ廢止ス
ルコトトシ必要ニ応シ経過規定ヲ設クルコト

学校勤勞令中左ノ通改正スルコト

〔抹消〕 第一条中「使用」ノ下ニ「、従業」ヲ加スルコト

〔加筆〕 第六条乃至第十一条ヲ左ノ如ク改ムルコト

- (一) 文部大臣又ハ地方長官学校徒勤勞ノ為学校報国隊ヲ出動セ
シメントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ学校長ニ対シ学
徒勤勞ヲ受クベキ者、作業ノ種類、学徒勤勞ヲ為スベキ場
所及期間並ニ所要人員數其ノ他必要ナル事項ヲ指定シテ学
校報国隊出動ニ関シ必要ナル措置ヲ命ズルモノトスルコト
- (二) (一)ノ規定ニ依ル措置ハ厚生大臣又ハ地方長官（東京都ニ
在リテハ警視總監）ノ割当タル人員ノ範囲内ニ於テ之ヲ為
スモノトスルコト
- 但シ命令ヲ以テ定ムル特別ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラザ
ルコト

- (三) (一)ノ措置ヲ命ゼラレタル学校長ハ学校報国隊員ニ対シ学
校報国隊出動ニ関スル必要ナル指示ヲ為シ学校報国隊ニ依
ル学徒勤勞ヲ為スベキ旨ヲ命ズベキコト

(四) 命令ヲ以テ定ムル特別ノ場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ

依リ学徒勤勞ヲ受クベキ事業主ニ於テ当該学校長ニ対シ学
校報国隊ノ出動ヲ請求又ハ申請スルコトヲ得ルモノトスル
コト

前項ノ場合ニ於テ学校長学校報国隊ヲ出動セシムル必要ア
リト認ムルトキハ直ニ(三)ニ規定スル措置ヲ為スモノトスル
コト

- (五) (三)及(四)ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者ハ(三)及(四)ノ規定ニ
依ル指示ニ従ヒ学校報国隊ニ依ル学徒勤勞ヲ為スベキコト
- (六) 文部大臣又ハ地方長官学校報国隊ニ付機動配置ヲ為ス為
必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ学校長ニ対シ機動配
置ヲ受クベキ者、機動配置ニ依リ従事セシムベキ作業ノ種
類、機動配置ヲスベキ事業場及期間並ニ所要人員數其ノ他
必要ナル事項ヲ指定シテ機動配置ニ関シ必要ナル措置ヲ命
ズルモノトスルコト

- (七) (六)ノ規定ニ依ル措置ハ厚生大臣又ハ地方長官（東京都ニ
在リテハ警視總監）ガ事業主（国ニ在リテハ当該官衙ノ
長）ニ対シ命ジ又ハ請求スベキ機動配置ニ関スル措置ニ於
テ決定シタル事項ノ範囲内ニ於テ之ヲ為スモノトスルコト
- 但シ命令ヲ以テ定ムル特別ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラザ
ルコト

- (八) (三)及(五)ノ規定ハ(六)ノ場合ニ之ヲ準用スルコト
- (九) 機動配置セラルベキ学校報国隊ニ付其ノ配置転換ノ為学
徒勤勞ヲ変更スルノ要アル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ
依リ学徒勤勞ノ変更アリタルモノトスルコト

第(加)二二 第二十四条ヲ削除スルコト

(注記1)

〔朱書〕
〔文甲 一三三〕

(注記2)

〔昭和二十年二月二十八日裁可／昭和二十年三月六日公布〕

(注記3)

〔函〕

(注記4)

〔朱書〕
〔二六〕〔簿冊内件名番号〕

(注記5)

〔法制局文第一〇号ノ属／昭和二十年二月二十二日〕

(注記6)

〔本体説明者〕
文部書記官中根秀雄
文部書記官加藤清一

(注記7)

〔法制局〕
〔佐藤〕

(注記8)

〔朱書〕
〔文甲、一三三〕

(注記9)

〔朱書〕
〔極秘〕

〔公文類集 第六十九編 卷五十四
昭和二十年 軍事門三 国家総動員一〕
2A. 13. ②338